

令和五年第四回

(十二月十八日)

特別区競馬組合議会定例会

会
議
録

特別区競馬組合議会

令和五年第四回特別区競馬組合議会定例会会議録 目次

○令和五年十二月十八日

期 日	1
場 所	1
出席議員	1
欠席議員	2
出席説明員	2
出席議会事務局職員	3
議事日程	3
開会・開議	4
異動議員の報告	4
常任委員の指名報告	4
異動議員の議席指定	4
会議録署名議員の指名	4
諸般の報告	4
例月出納検査の結果報告	4
令和五年度定期監査等の結果に関する報告	4
挨拶（小柳津明副管理者）	5
日程第一 会期の決定について	5
日程第二 議案第十七号 特別区競馬組合副管理者（常勤）の選任の同意について	6

提案理由説明（桑野俊郎競馬事務局長）	6
採決	6
挨拶（小柳津明副管理者）	7
日程第三 議案第十八号 特別区競馬組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	7
日程第四 議案第十九号 特別区競馬組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	7
日程第五 議案第二十号 特別区競馬組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	7
提案理由説明（桑野俊郎競馬事務局長）	8
委員会付託	11
日程第六 議案第二十一号 令和五年度特別区競馬組合一般会計補正予算（第2号）	11
提案理由説明（桑野俊郎競馬事務局長）	12
委員会付託	12
日程第七 議員の派遣について	12
会議時間の延長	13
休憩	13
再開	13
各委員会審査報告書の提出	13
追加日程第一 議案第十八号 特別区競馬組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	14
追加日程第二 議案第十九号 特別区競馬組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	14
追加日程第三 議案第二十号 特別区競馬組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	14
委員長報告（酒井たくや委員長）	14
採決	15

追加日程第四 議案第二十一号 令和五年度特別区競馬組合一般会計補正予算(第2号) …………… 15

委員長報告(伊藤よしのり委員長) …………… 16

採決 …………… 16

挨拶(小柳津明副管理者) …………… 17

閉 会 …………… 17

資料の部 …………… 21

議案の部 …………… 35

令和五年第四回特別区競馬組合議定会定例会議録

一期 日 令和五年十二月十八日(月)
 二場 所 東京区政会館 一九一会議室
 三 出席議員(十九名)

二十一番	二十番	十九番	十八番	十七番	十四番	十三番	十二番	九番	八番	七番	六番	五番	四番	三番	二番	一番
(足立区)	(江東区)	(墨田区)	(練馬区)	(板橋区)	(中野区)	(渋谷区)	(世田谷区)	(品川区)	(荒川区)	(北区)	(台東区)	(文京区)	(新宿区)	(港区)	(中央区)	(千代田区)
工藤君	山本君	福田君	田中君	田中君	酒井君	丸山君	おぎの君	渡辺君	町田君	大沢君	高森君	白石君	ひまや君	鈴木君	瓜生君	秋谷君
てつや君	香代子君	はるみ君	よしゆき君	やすのり君	たくや君	高司君	けんじ君	ゆういち君	たかし君	喜美子君	英行君	真一君	たかや君	正高君	こうき君	

四 欠席議員（四名）

二十二番

（葛飾区）

二十三番

（江戸川区）

十番

（目黒区）

十一番

（大田区）

十五番

（杉並区）

十六番

（豊島区）

五 出席説明員

副 管 理 者

競馬事務局長（事業担当部長兼務）

経営企画担当部長

総務担当部長

経営企画室長（場外経営担当課長兼務）

広報課長

システム課長

総務課長

副参事（法令担当）

経 理 課 長

お客様事業課長

競 走 課 長

厩舎管理課長

施設再整備担当課長（小林牧場長兼務）

中嶋将彦君	小山昭二君	木村洋之君	笹岡賢治君	佐藤和也君	山本英一君	中島浩司君	赤瀬貴之君	愛澤洋誠君	岡邑誠君	岸幸弘君	粕谷招世君	桑野俊郎君	小柳津明君	池田裕一君	井口かづ子君	押見隆太君	おのせ康裕君	藤澤進一君	伊藤よしのり君
-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	------	------	-------	-------	-------	-------	--------	-------	--------	-------	---------

監査委員事務局長

古橋 豊 君

六 出席議会議務局職員

議 会 事 務 局 長

志賀 美知代 君

議 事 担 当 課 長

秋山 兵吾 君

書 記

大沼 光輝 君

書 記

市田 朋子 君

七 議事日程

日 程 第 一 会期の決定について

日 程 第 二 議案第十七号 特別区競馬組合副管理者（常勤）の選任の同意について

日 程 第 三 議案第十八号 特別区競馬組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

日 程 第 四 議案第十九号 特別区競馬組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日 程 第 五 議案第二十号 特別区競馬組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

日 程 第 六 議案第二十一号 令和五年度特別区競馬組合一般会計補正予算（第2号）

日 程 第 七 議員の派遣について

追 加 日 程 第 一 議案第十八号 特別区競馬組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

追 加 日 程 第 二 議案第十九号 特別区競馬組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

追 加 日 程 第 三 議案第二十号 特別区競馬組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

追 加 日 程 第 四 議案第二十一号 令和五年度特別区競馬組合一般会計補正予算（第2号）

開 会（午後四時）

○議長（秋谷こうき君） ただいまから、令和五年第四回特別区競馬組合議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

初めに、前定例会から今定例会までの間に議員の異動がありましたので、名簿を配付しております。異動議員の常任委員の選任につきましては、委員会条例第五条第三項の規定に基づき、お手元の配付の名簿のとおり指名いたしますので、同条第四項の規定に基づきご報告いたします。

次に、異動議員の議席を会議規則第三条第一項の規定により、お手元に配付の議席表のとおり指定いたします。

次に、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則百十二条の規定に基づき、二十番山本香代子議員、二十一番工藤てつや議員を会議録署名議員に指名いたします。次に、諸般の報告について、議会議務局長に報告させます。

○議会議務局長（志賀美知代君） ご報告申し上げます。

一、令和五年第四回特別区競馬組合議会定例会の招集について

二、議案の送付について

三、議事説明員について

以上、三件につきましては、お手元に文書の写しを配付しておりますので、内容の朗読は省略いたします。なお、本日まで出席いただいている議員は十九名でございます。

○議長（秋谷こうき君） 次に、例月出納検査の結果についての報告及び令和五年度定期監査等の結果に関する報告が監査委員から提出されておりますので、議会議務局長より報告させます。

○議会議務局長（志賀美知代君） ご報告申し上げます。

お手元に、令和五年八月分から十月分までの例月出納検査の結果について報告の写し及び令和五年度定期監査等の結果に関する

る報告についての写しをお配りしてございますので、配付をもって報告といたします。

○議長（秋谷こうき君）　ここで、副管理者から発言の申出がありますので、これを許可いたします。

副管理者。

○副管理者（小柳津明君）　特別区競馬組合副管理者の小柳津でございます。

管理者が諸般の事情により出席できませんので、管理者に代わりまして、私からご挨拶申し上げます。

本日は、令和五年第四回特別区競馬組合議会定例会を招集申し上げましたところ、ご多忙の折にもかかわらず、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

また、平素より、競馬組合の事業運営にご理解とご協力をいただいておりますことを、この場をお借りし、厚くお礼申し上げます。

本日も審議をいただきます案件は、人事案件一件、条例案件三件、予算案件一件、計五件の議案を提案申し上げます。慎重なご審議を賜り、ご決定いただきますようお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（秋谷こうき君）　副管理者の挨拶が終わりました。

これより、日程に入ります。

日程第一を議題といたします。

〔議会事務局長朗読〕

日程第一　　会期の決定について

○議長（秋谷こうき君）　会期についてお諮りいたします。

今定例会の会期は、会議規則第四条第一項第一号の規定に基づき、本日十二月十八日から二十二日までの五日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（秋谷こうき君） 異議なしと認めます。

よつて、今定例会の会期は、本日十二月十八日から二十二日までの五日間とすることに決定いたしました。
次に、日程第二を議題といたします。

〔議会事務局長朗読〕

日程第二 議案第十七号 特別区競馬組合副管理者（常勤）の選任の同意について

○議長（秋谷こうき君） ここで小柳津副管理者から退室の申出がありますので、これを許可いたします。

〔小柳津副管理者退室〕

○議長（秋谷こうき君） 本案について、提案理由の説明を求めます。

競馬事務局長。

○競馬事務局長（桑野俊郎君） ただいま議題となりました議案第十七号、特別区競馬組合副管理者の選任の同意についてご説明申し上げます。

恐れ入ります。縦書きの議案書の一ページをお開き願います。

本案は、特別区競馬組合副管理者のうち、知識経験を有する者から選任された常勤副管理者の任期満了に伴い、後任の選任を
する必要がありますので、特別区競馬組合規約第十一条第二項の規定に基づき提案するものでございます。副管理者には小柳津
明氏を選任いたしたくお願いするものでございます。

以上で、議案第十七号の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（秋谷こうき君） 提案理由の説明は終わりました。

これより、本案について採決いたします。

議案第十七号は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（秋谷こうき君） 異議なしと認めます。

よつて、議案第十七号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

〔小柳津副管理者入室〕

○議長（秋谷こうき君） ここで、特別区競馬組合副管理者の選任に同意されました小柳津副管理者からの発言の申出がありますので、これを許可いたします。

副管理者。

○副管理者（小柳津明君） 小柳津でございます。ただいま競馬組合副管理者の選任のご同意を賜りまして誠にありがとうございます。

現在、地方競馬の経営環境は、前年度の売上げを下回る主催者があるなど、厳しさが増しておりますが、このような中でも、大井競馬場は前年度を上回る成績で推移しています。しかしながらこれに安住することなく、来年から始まります三歳ダート三冠競走を契機とし、さらなる利用者の獲得と定着に向けた取組を強化してまいります。

微力ではございますが、副管理者の責務を十分認識し、職務の遂行に当たりましては、近藤管理者を全力で補佐するとともに、議会の皆様のご指導、ご鞭撻をいただきまして、大井競馬のさらなる発展に向けて、努力してまいります。今後ともよろしくお願いたします。

○議長（秋谷こうき君） 副管理者の挨拶が終わりました。

次に、日程第三から日程第五までを一括議題といたします。

〔議会議務局長朗読〕

日程第三 議案第十八号 特別区競馬組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

日程第四 議案第十九号 特別区競馬組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第五 議案第二十号 特別区競馬組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

○議長（秋谷こうき君） これらの案について、提案理由の説明を求めます。

競馬事務局長。

○競馬事務局長（桑野俊郎君） それでは、ただいま一括議題となりました議案第十八号、特別区競馬組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例、議案第十九号、特別区競馬組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第二十号、特別区競馬組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

恐れ入ります。議案書の三ページをお開き願います。

初めに、議案第十八号、特別区競馬組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、年次有給休暇の付与期間を暦年から会計年度に改めるため、規定を整備するものでございます。四ページをお開き願います。

改正の内容について、新旧対照表によりご説明申し上げます。

第十三条第一項中「一の年」を「一会計年度」に改め、同条第二項中「当該年」を「当該年度」に、「その年」を「その年度」に改め、「四十日を上限として」を削るもので、令和六年四月一日から施行するものでございます。

恐れ入ります。議案書の五ページをお開き願います。

続きまして、議案第十九号、特別区競馬組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、特別区において職員の給料表の改定等が行われることとなりましたので、これとの均衡を図るため、本組合においても同様の改正を行う必要があります。提案するものでございます。

十六ページをお開き願います。

改正の内容について、新旧対照表によりご説明申し上げます。

第一条による改正についてご説明いたします。

期末手当及び勤勉手当の改正でございます。

第二十四条第二項におきまして、期末手当の支給月数を管理監督の地位にある職員にあっては、「百分の百」から「百分の百五」とし、第三項で定年前再任用短時間勤務職員のうち、管理監督の地位にある職員にあっては「百分の五十七・五」から「百分の六十」とするものでございます。

第二十四条の四第二項におきまして、勤勉手当の支給月数を、一般職員にあっては、「百分の百七・五」から「百分の百十七・五」、管理監督の地位にある職員にあっては、「百分の百二十七・五」から「百分の百三十二・五」とし、第三項で、定年前再任用短時間勤務職員にあっては、一般職員を「百分の五十七・五」、管理監督の地位にある職員を「百分の六十五」とするものでございます。

続きまして、給料表の改正でございます。

公民較差を解消するため、給料表を十八ページから三十三ページのとおりそれぞれ改正するものでございます。

三十四ページをお開き願います。

第二条による改正についてご説明いたします。

第二十四条第二項におきまして、期末手当の支給月数を管理監督の地位にある職員にあっては、「百分の百五」から「百分の百二・五」とし、第三項で定年前再任用短時間勤務職員のうち、管理監督の地位にある職員にあっては「百分の六十」から「百分の五十八・七五」とするものでございます。

第二十四条の四第二項におきまして、勤勉手当の支給月数を一般職員にあっては「百分の百十七・五」から「百分の百十二・五」に、管理監督の地位にある職員にあっては「百分の百三十二・五」から「百分の百三十」とし、第三項で、定年前再任用短時間勤務職員にあっては、一般職員を「百分の五十五」に、管理監督の地位にある職員を「百分の六十三・七五」とするものでございます。

次に、本条例の附則でございます。

附則第一項で、本条例の施行日は公布の日からとし、ただし第二条の規定は、令和六年四月一日から施行する旨定めるものでございます。

第二項は、第一条の規定による給料表の改定は、令和五年四月一日から適用する旨を定め、第三項は、第一条の規定による期

末手当及び勤勉手当の改定は、令和五年十二月一日から適用すると定めるものとございます。第四項は、改正前の条例に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす旨定めるもので、第五項は、必要な事項についての委任事項でございます。

恐れ入ります。三十七ページをお開き願います。

続きまして、議案第二十号、特別区競馬組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

本案は、特別区において会計年度任用職員の期末手当の支給月数の改定が行われること及び勤勉手当が新設されることになりましたので、これとの均衡を図るため、本組合においても同様の改正を行う必要があります。提案するものでございます。

四十一ページをお開き願います。

改正の内容について、新旧対照表によりご説明申し上げます。

第一条による改正についてご説明いたします。

第三条第三項は、職員の給料表に改定があった場合、会計年度任用職員においても同様に適用される旨定めるものでございます。

第四項は、第三項の場合において、給料表の適用日が十二月一日とする職員を定めるもの、第十六条は、フルタイム会計年度任用職員の期末手当の支給月数を百分の百二十から百分の百三十とするものです。

第二十九条は、パートタイム会計年度任用職員の期末手当の支給月数を同様に百分の百二十から百分の百三十とするもので、四十三ページをお開き願います。

第二条による改正についてご説明申し上げます。

目次の第二章に、第十六条の二、第三章に第二十九条の二を追加し、第二条第一項は、フルタイム会計年度任用職員及びパートタイム会計年度任用職員に支給する給与にそれぞれ勤勉手当を加え、第十四条及び第十五条は、それぞれ必要な文言整理を行うものでございます。

第十六条は、フルタイム会計年度任用職員の期末手当の支給月数を百分の百二十とし、第十六条の二は、基準日に在職及び基

準日前一か月以内に退職等をしたフルタイム会計年度任用職員に勤勉手当を新たに支給するものとし、支給月数は百分の百二十五とするものでございます。

第二十七条及び第二十八条は、それぞれ必要な文言整理を行い、第二十九条はパートタイム会計年度任用職員の期末手当の支給月数を百分の百二十とするもので、第二十九条の二は、基準日に在職及び基準前ひと月以内に退職等をしたパートタイム会計年度任用職員に勤勉手当を新たに支給するものとし、支給月数は百分の百十二・五とするものでございます。

次に、本条例の附則でございます。

附則第一項で、本条例の施行日は公布の日からとし、ただし第二条の規定は、令和六年四月一日から施行する旨定めるものでございます。

第二項は、第一条の規定による期末手当の支給月数の改正は、令和五年十二月一日から適用する旨定めるものでございます。

第三項は、改正前の条例に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす旨定めるものでございます。

議案第十八号、第十九号及び第二十号の説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（秋谷こうき君） 提案理由の説明は終わりました。

これらの案については、所管の総務・事業委員会に付託いたします。

次に、日程第六を議題といたします。

〔議会事務局長朗読〕

日程第六 議案第二十一号 令和五年度特別区競馬組合一般会計補正予算（第2号）

○議長（秋谷こうき君） 本案について、提案理由の説明を求めます。

競馬事務局長。

○競馬事務局長（桑野俊郎君）　ただいま議題となりました議案第二十一号、令和五年度特別区競馬組合一般会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

横書きの議案書（二）の三ページをお開き願います。

本案は、予算総則第一条において、令和五年度特別区競馬組合一般会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものとし、具体的な内容は第二条以下で規定するもので、第九条を第十条とし、第五条から第八条までを一条ずつ繰り下げ、第五条において債務負担行為をすることができるとする事項、期間及び限度額を定めるもので、トラッキングシステムの調達について、期間を令和六年度、限度額を一億六千八百十三万一千円とし、L－WING指定席の什器備品の調達について、期間を令和六年度、限度額を一千九百九十三万四千円とし、三歳ダート三冠競走に向けた施策として、期間を令和六年度、限度額を一千二十万円とするものがございます。

九ページをお開き願います。

九ページは、債務負担行為に関する調書でございます。債務負担に関する事項、限度額ほか必要な事項を記載していただきます。

以上、令和五年十二月十八日提出、管理者名でございます。

議案第二十一号の説明は以上でございます。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（秋谷こうき君）　提案理由の説明は終わりました。

本案については、所管の財務委員会に付託いたします。

次に、日程第七を議題といたします。

〔議会事務局長朗読〕

日程第七

議員の派遣について

○議長（秋谷こうき君） お諮りいたします。

本案につきましては、会議規則第百十三条の規定に基づき、お手元に配付いたしました文書のとおり、競馬施設調査に議員を派遣することといたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（秋谷こうき君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

ここで議事の都合により、あらかじめ会議時間を延長いたします。

この際、付託案件の委員会審査のため、会議を暫時休憩いたします。

休 憩（午後四時 十九分）

再 開（午後四時三十五分）

○議長（秋谷こうき君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に、財務委員会で委員長の互選が行われましたので、その結果を議会事務局長より報告させます。

○議会事務局長（志賀美知代君） ご報告いたします。

財務委員長、二十二番伊藤よしのり議員。

以上でございます。

○議長（秋谷こうき君） 伊藤財務委員長、よろしくお願いいたします。

ただいま、総務・事業委員長及び財務委員長から各委員会の審査報告書が提出されました。

審査報告書の写しをお配りしておりますので、写しの配付をもって、ご報告いたします。

この際、日程の追加について、お諮りいたします。

お手元に配付いたしました追加議事日程のとおり、議案第十八号ほか三件を本日の日程に追加したいと思います。
これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（秋谷こうき君） 異議なしと認めます。

よって、議案第十八号ほか三件を本日の日程に追加することと決定いたしました。

追加日程第一から追加日程第三までを一括議題といたします。

〔議会事務局長朗読〕

追加日程第一 議案第十八号 特別区競馬組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

追加日程第二 議案第十九号 特別区競馬組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

追加日程第三 議案第二十号 特別区競馬組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

○議長（秋谷こうき君） これらの案につきまして、総務・事業委員長の報告を求めます。

酒井総務・事業委員長。

○総務・事業委員長（酒井たくや君） 総務・事業委員会に付託されました議案第十八号から議案第二十号までの審査経過及び結果につきましてご報告申し上げます。

委員会では、理事者より議案の内容について説明を受けた後審査に入りましたが、審査に当たっては、特に質疑意見等はなく、採決の結果、委員会は議案第十八号から議案第二十号まで、全員賛成により、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。
これをもって、総務・事業委員会の報告を終わります。

○議長（秋谷こうき君） ただいまの報告に対し質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（秋谷こうき君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより、採決いたします。

総務・事業委員会の審査結果は、いずれも原案可決でございます。

議案第十八号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（秋谷こうき君） 異議なしと認めます。

よって、議案第十八号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第十九号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（秋谷こうき君） 異議なしと認めます。

よって、議案第十九号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第二十号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（秋谷こうき君） 異議なしと認めます。

よって、議案第二十号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、追加日程第四を議題といたします。

〔議会事務局長朗読〕

追加日程第四 議案第二十一号 令和五年度特別区競馬組合一般会計補正予算（第2号）

○議長（秋谷こうき君） 本案につきまして、財務委員長の報告を求めます。

伊藤財務委員長。

○財務委員長（伊藤よしのり君） 財務委員会に付託されました議案第二十一号の審査経過及び結果につきましてご報告申し上げます。

委員会では、理事者より議案の内容について説明を受けた後審査に入りました。委員からはトラッキングシステムについての導入が後半二レースの理由、ランニングコスト、本格実施の時期及びL-WINGのレイアウトについて質疑及び意見があり、採決の結果、委員会は議案第二十一号について全員賛成により、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

これをもって、財務委員会の報告を終わります。

○議長（秋谷こうき君） ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（秋谷こうき君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより、採決いたします。

財務委員会の審査結果は原案可決でございます。

議案第二十一号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（秋谷こうき君） 異議なしと認めます。

よって、議案第二十一号は、原案のとおり可決いたしました。

以上で、今定例会の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

会議規則第六条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（秋谷こうき君） 異議なしと認めます。

よって、今定例会は、本日をもって閉会することと決定いたしました。

ここで、副管理者から発言の申出がありますので、これを許可いたします。

副管理者。

○副管理者（小柳津 明君） 本日も提案申し上げました案件につきまして、慎重なるご審議をいただき、ご決定を賜りまして、誠にありがとうございます。

事業の運営に当たりましては、ご指摘いただきましたことを十分に踏まえ、競馬事業の発展に努力してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長をはじめ、皆様方のなお一層のご指導、ご鞭撻をお願い申し上げます。

本日はどうもありがとうございました。

○議長（秋谷こうき君） ありがとうございます。

副管理者の挨拶は終わりました。

以上をもちまして、令和五年第四回特別区競馬組合議会定例会を閉会いたします。

閉

会（午後四時四十分）

会
議
録
署
名
議
員

議
長
秋
谷
こ
う
き

議
員
山
本
香
代
子

議
員
工
藤
て
つ
や

資
料
の
部

令和5年第4回特別区競馬組合議会定例会 議事日程

令和5年12月18日(月) 午後4時開議

- 日程第1 会期の決定について
- 日程第2 議案第17号 特別区競馬組合副管理者（常勤）の選任の同意について
- 日程第3 議案第18号 特別区競馬組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第19号 特別区競馬組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第20号 特別区競馬組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第21号 令和5年度特別区競馬組合一般会計補正予算（第2号）
- 日程第7 議員の派遣について

特別区競馬組合議会 異動者名簿

(令和5年12月18日現在)

葛 飾 区 伊藤 よしのり 議員 令和5年10月12日 就任

特別区競馬組合議会 常任委員会選任名簿

(財務委員)

伊藤 よしのり 議員
(令和5年10月12日選任)

特別区競馬組合議会 議席表

令和5年12月18日～

22 番 伊藤 よしのり 議員



5 特競総第 1015 号
令和 5 年 12 月 11 日

特別区競馬組合議会
議長 秋 谷 こ う き 殿

特別区競馬組合
管理者 近 藤 弥 生

令和 5 年第 4 回特別区競馬組合議会定例会の
招集について

このことについて、本日、別紙写しのとおり告示したのでお知らせいたします。

記

- 1 期 日
令和 5 年 12 月 18 日 (月)
- 2 場 所
東京区政会館 19 階 191 会議室
以 上

特別区競馬組合告示第五十一号

令和五年第四回特別区競馬組合議会定例会を次のとおり招集する。

令和五年十二月十一日



特別区競馬組合
管理者
近 藤 弥 生

一 期 日
令和五年十二月十八日 (月)

二 場 所
東京区政会館
十九階
一九一会議室

写

5 特競総第 1039 号
令和 5 年 12 月 11 日

特別区競馬組合議会
議長 秋谷 こうき 殿

特別区競馬組合
管理者 近藤 弥生

議案の送付について

このことについて、令和 5 年第 4 回特別区競馬組合議会定例会に付議する案件を下記のとおり送付いたします。

記

- 1 人事案件
議案第 17 号 特別区競馬組合副管理者（常勤）の選任の同意について
- 2 条例案件
議案第 18 号 特別区競馬組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
議案第 19 号 特別区競馬組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
議案第 20 号 特別区競馬組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 3 予算案件
議案第 21 号 令和 5 年度特別区競馬組合一般会計補正予算（第 2 号）

以上

写

5 特競総第 1058 号
令和 5 年 12 月 11 日

特別区競馬組合議会
議長 秋谷 こうき 殿

特別区競馬組合
管理者 近藤 弥生

令和 5 年第 4 回特別区競馬組合議会定例会に
出席する議事説明員について

5 特競議第 168 号により要求のあった、標記の件について、下記のとおり通知いたします。

記

- 1 組合役員
副 管 理 者 小柳 津 明
- 2 職 員
競馬事務局長 桑野 俊郎
（事業担当部長兼務）
経営企画担当部長 粕谷 招世
総務担当部長 岸 幸弘
経営企画室長 岡 邑 誠
（場外経営担当課長兼務）
広報課長 愛澤 洋
システム課長 赤瀬 貴之
総務課長 中島 浩司
副 参 事 山本 英一
（法令担当）
経理課長 佐藤 和也
お客様事業課長 笹岡 賢治
競走課長 木村 洋之
厩舎管理課長 小山 昭二
施設再整備担当課長 中嶋 将彦
（小林牧場長兼務）
監査委員事務局長 古橋 豊

以上

写

5 特競監第 80 号
令和 5 年 9 月 28 日

特別区競馬組合
議 長 秋 谷 こうき 様

特別区競馬組合
監 査 委 員 田 辺 裕 子
監 査 委 員 池 田 裕 一

令和 5 年 8 月分例月出納検査の結果について（報告）

地方自治法第 235 条の 2 第 1 項の規定に基づく例月出納検査の結果について、
同条第 3 項の規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 検査月日 令和 5 年 9 月 28 日（木）
- 2 検査場所 東京区政会館 193 会議室
- 3 検査対象
令和 5 年 8 月末日における特別区競馬組合一般会計に係る現金の出納保管
状況及び関係証拠書類
- 4 検査結果
令和 5 年 8 月末日における一般会計予算の執行及び資金の運用状況は、別
紙のとおりである。
預金・有価証券現在高は、預金明細書、預金通帳及び取引報告書等と照合
し、誤りのないことを確認した。
また、会計伝票等帳票についても、関係帳簿類と照合し、誤りのないこと
を確認した。

（別紙掲載は省略）

写

5 特競監第 87 号
令和 5 年 10 月 25 日

特別区競馬組合
議 長 秋 谷 こうき 様

特別区競馬組合
監 査 委 員 田 辺 裕 子
監 査 委 員 池 田 裕 一

令和 5 年 9 月分例月出納検査の結果について（報告）

地方自治法第 235 条の 2 第 1 項の規定に基づく例月出納検査の結果について、
同条第 3 項の規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 検査月日 令和 5 年 10 月 25 日（水）
- 2 検査場所 東京区政会館 代表監査委員室
- 3 検査対象
令和 5 年 9 月末日における特別区競馬組合一般会計に係る現金の出納保管
状況及び関係証拠書類
- 4 検査結果
令和 5 年 9 月末日における一般会計予算の執行及び資金の運用状況は、別
紙のとおりである。
預金・有価証券現在高は、預金明細書、預金通帳及び取引報告書等と照合
し、誤りのないことを確認した。
また、会計伝票等帳票についても、関係帳簿類と照合し、誤りのないこと
を確認した。

（別紙掲載は省略）

写

5特競監第103号
令和5年11月27日

特別区競馬組合
議長 秋谷 こうき 様

特別区競馬組合
監査委員 田辺 裕子
監査委員 池田 裕一

令和5年10月分例月出納検査の結果について（報告）

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づく例月出納検査の結果について、同条第3項の規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 検査月日 令和5年11月27日（月）
- 2 検査場所 東京区政会館 代表監査委員室
- 3 検査対象
令和5年10月末日における特別区競馬組合一般会計に係る現金の出納保管状況及び関係証拠書類
- 4 検査結果
令和5年10月末日における一般会計予算の執行及び資金の運用状況は、別紙のとおりである。
預金・有価証券現在高は、預金明細書、預金通帳及び取引報告書等と照合し、誤りのないことを確認した。
また、会計伝票等帳票についても、関係帳簿類と照合し、誤りのないことを確認した。

（別紙掲載は省略）

写

5特競監第100号
令和5年12月11日

特別区競馬組合議会
議長 秋谷 こうき 様

特別区競馬組合
監査委員 田辺 裕子
監査委員 池田 裕一

令和5年度定期監査等の結果に関する報告について（提出）

地方自治法第199条第4項及び第7項の規定に基づき実施した監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定に基づき提出します。

なお、今回の監査にあたっては、ゆうき くみこ前監査委員職務執行者は令和5年6月18日まで関与し、池田 裕一監査委員は令和5年6月19日から関与しています。

令和5年度

定期監査等報告書

特別区競馬組合監査委員

5特競監第100号
令和5年12月11日

特別区競馬組合議会議長 }
特別区競馬組合管理者 } 様

特別区競馬組合
監査委員 田 辺 裕 子
監査委員 池 田 裕 一

令和5年度定期監査等の結果に関する報告について（提出）

地方自治法第199条第4項及び第7項の規定に基づき実施した監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定に基づき提出します。

なお、今回の監査にあたっては、ゆうき くみこ前監査委員職務執行者は令和5年6月18日まで関与し、池田 裕一監査委員は令和5年6月19日から関与しています。

第1 定期監査

1 監査の対象及び実施期日

対象部局	書面審査実施期日	説明聴取実施期日
議会事務局	10月2日(月)	10月5日(木)
総務課	7月31日(月)、8月1日(火)～3日(木)	◇競馬事務局長説明聴取 6月15日(木)
経営企画室	8月3日(木)、4日(金)、7日(月)	◇課長説明聴取 10月16日(月) ・経営企画室長 ・施設再整備担当課長 ・競走課長 ・お客様事業課長 ・経理課長 ・厩舎管理課長
厩舎管理課	8月8日(火)～10日(木)	
お客様事業課	8月21日(月)～25日(金)	
システム課	8月29日(火)～31日(木)	
経理課	9月1日(金)、4日(月)～8日(金)	
広報課	9月11日(月)～13日(水)	10月17日(火) ・総務課長 ・システム課長 ・広報課長
競走課	9月13日(水)～15日(金)	
監査委員事務局	7月11日(火)	_____

2 監査の方法

あらかじめ所管部局から提出された事務事業の執行管理に関する監査資料と関係書類及び諸帳簿等を照合するなど書面審査を行い、関係管理職等から事情を聴取した。

3 監査の視点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、法令や計画に沿って適正に行われているかを主眼に、以下の点から実施した。

- (1) 会計処理における計数は正確であるか。
- (2) 事務事業の執行は、法令等に沿って適正に処理されているか。
- (3) 事業の経営が効率的、効果的に行われているか。

4 監査の結果

令和4年度及び令和5年度監査実施日までの事務事業及び財務事務等の執行については、おおむね適正に処理されていると認められたが、以下の意見・要望事項に記載する点について善処されたい。

なお、起案文書の必要事項の記載漏れ、押印漏れ等軽易な事務上の誤りについては、監査委員が監査委員事務局長を通じて改善を求めるよう指示したほか、その都度関係職員に指導した。

【意見・要望事項】

(1) 事業の必要性と計画性について

事業の実施にあたっては、その必要性や事業規模・内容をはじめ、実施に際しての課題や解決策などを協議し、組織として決定しておく必要がある。しかし、中にはこうした手続きを経て事業を実施しているか、疑問を呈する事案が見受けられる。以下二件の事業について申し述べる。

まず「サンタアニタダービー競走遠征にかかる業務委託について」は、業務委託の具体的な内容や負担する経費の根拠が起案に記載されておらず、経費の積算根拠となる書類も添付されていない。そもそも業務委託の場合は、仕様書に事業実施に必要な人数・日数等や事業内容を示して、経費の積算を事業者を求めるが、本業務委託契約では仕様書にこうした事業内容等の記載がない。

また、経費の内訳書の詳細が不明である。これでは、適正な価格での業務委託契約であるのか判断ができない。重要な新規事業であるからこそ、綿密な計画のもとに詳細な事業内容を明記し、支出の根拠や必要性を示す必要がある。

二点目は「TCK ステーブル事業にかかる業務委託について」である。

年間を通じて業務委託する新規の大規模な事業であるが、年間のスケジュールが示されていない。例えば、職員や調教師の研修が何日間・何回実施されるのか、馬の購入はどの程度の規模で行われるのか等、事業規模や詳細な内容が不明である。これらの点が不明のまま、経費の内訳を精査することは不可能である。経費の積算根拠となる事業規模等を明確に記載した仕様書が必要である。また、積算内訳や明細書の提出を事業者を求めるべきである。

さらに、この二件については、本来管理者が事案決定すべきところを副管理者が臨時代行（代決）を行っている。「特別区競馬組合事案決定規程」第七条第1項の規定により、「(前略) 至急に決定を行う必要がある場合において、当該事案の決定を行う者が旅行または休暇その他の理由により不在であるときに(後略)」限り、例外的に行う措置が臨時代行である。「特別区競馬組合事案決定規程」に照らして、適確な運用を図られたい。

以上、二件の事業について述べさせていただいたが、他の事業実施起案や業務委託契約についても同様の案件が複数見受けられる。事業の実施にあたっては、その目的、必要性、事業規模、スケジュール等を明確にしておかなければ、事業内容や契約内容が曖昧となり、適正な契約とはならない。これでは、効率的・効果的な事業運営に支障が出る可能性がある。事業の必要性や計画性を厳正に見定めて組織決定し、適切な事業運営に努められたい。

地方公共団体の業務は、文書(起案等)によって意思決定がなされる。その意思決定の内容が明確に示される内容の文書にすべきである。

(2) 競馬開催に伴う契約事務について

業務委託契約において、十分な精査をせずに契約締結に至った事例があった。

一点目は「基本広報活動業務委託契約」についてである。これは毎年度行われている年間契約である。令和5年度分は、令和5年3月31日付けで契約を行うことを決定し、同年4月1日付けで契約締結したが、同日付けで契約変更を行っている。これは事業者から提出された概算内訳書の金額に誤りがあり、この誤りを修正するために契約変更を行ったものである。この時点では1項目の金額のみを修正している。しかし、この契約については、令和5年2月6日付けで「基本広報活動業務委託」の実施を決定している。この時点における概算内訳書には、同年4月1日付けの契約変更に加付されている概算内訳書と比べて3項目について異なる金額が記載されている。にもかかわらず、それぞれの起案の総合計金額は全て12億円であり、概算内訳書の金額は、何を根拠としたものなのか疑問を持つ。

前項でも述べたように、(概算)内訳書の金額の根拠となる明細書等の提出を求めない限り、契約金額が正当なものか、判断の余地がない。

事業者から提出された書類をそのまま受け取るのではなく、金額を精査し不要な支出を生じないよう厳正に事業執行を行うとともに、事業者に対しては毅然とした姿勢で臨むべきである。

二点目は「特定期間広報プロモーション(上期)業務委託」についてである。これについては、プロポーザルによる業者選定手続きを経て、令和5年3月14日付けで事業者を決定し、同年4月7日付で業務委託契約を締結している。しかしながら、同年3月14日に業者選定した時点での提案内容(起用するキャストینگ)が、同年4月7日の契約締結時点では別の内容に変更されている。変更された内容は本事業の根幹部分であり、変更前と変更後ではその部分の経費に1千万円以上の差がある。しかし、合計金額は同年3月14日時点と同額で契約されている。不確定な提案のまま業者選定を行い、提案と異なる

内容で契約することは、プロポーザルによる業者選定の趣旨や目的を逸脱しており、公正性・公平性を損ねることになる。また、経費の中で減額された項目については、これを反映した契約金額とすべきであり、変更前の金額と同額で契約するならば、その理由を明確に示す必要がある。

さらに、提案と異なる契約内容を示した事業者に対しては、その責任を厳しく問わなければならない。

(3) 出張について

社会経済活動の回復とともに、海外を含めて出張の回数が著しく多くなってきている。公務による出張は、その目的と必要とする人員、合理的な日程を経済的・効率的な観点から計画し実施する必要がある。しかるに、地方の競馬場視察の際に競馬とは直接関わりのない施設への訪問や、複数の管理職と職員で視察を行った例がみられた。出張(旅行)を命ずる起案には、出張の目的や派遣人員の根拠などは明記されておらず、出張の必要性について疑問を呈するものである。

その他にも海外出張の際、職員の旅券取得に対し、10年間で有効である旅券の発給手数料を支給していた。しかし、旅券発給手数料が最も安く、最短期間である5年間で有効である旅券の発給手数料を支給すべきであった。

「特別区競馬組合職員の旅費に関する条例」第七条では「旅費は最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。(後略)」とある。

今後は、最小の経費で最大の効果を上げることができる出張のあり方を検討されたい。

(4) 適切な事務処理の徹底と事案決定について

各課に対する定期監査の結果、今年度も文書事務や勤怠関係の事務において、とりわけシステム化されていない文書について「起案内容の誤記入・記入漏れ」「押印漏れ」「修正テープによる修正」など不適切な事務処理が散見される。これまでも毎年の定期監査において文書事務の適切な処理を求めてきており、引き続き指導の徹底に努めるべきである。

また、事案決定に際しては、審議・審査・協議により事案の決定関与が行われているが、協議に係る者の数が非常に多い。関与する者の数が多いことは、責任分担の意識が希薄になりやすい。事案決定の決定関与に関わる者の数を精査し、関与する者が責任をもって文書等を点検し、不適切な事務処理を排除していく体制を構築すべきである。

第2 財政援助団体等の監査

1 特別区競馬組合職員互助会

(1) 監査対象団体の概要

特別区競馬組合の常勤職員及び非常勤職員の福利厚生、相互扶助事業を行っている団体である。特別区競馬組合からは、会員の会費（給料月額
の3.5/1000）相当額の福利厚生交付金を受けている。

(2) 実施期日

書面審査 令和5年 7月31日(月)、8月1日(火)～3日(木)
説明聴取 令和5年10月17日(火)

(3) 監査の方法

規約、規程及び令和4年度事業実績・令和5年度事業計画等について監査資料と関係書類、諸帳簿等を照合するなどの書面審査を行い、関係者から事情を聴取した。

(4) 監査の視点

- ①事業は、補助金の目的に沿って適正に運営されているか。
- ②補助金、助成金及び貸付金の会計処理は、適正に行われているか。

(5) 監査の結果

令和4年度及び令和5年度監査実施日までの特別区競馬組合職員互助会の事業の運営及び会計処理は、おおむね適正に行われたものと認められる。

なお、補助金交付団体である競馬組合の指導に従い、厳正な資産管理に努められたい。

2 株式会社ティシーケイサービス

(1) 監査対象団体の概要

特別区競馬組合が全額出資し、平成13年2月9日に設立され、大井本場及びオフト後楽園等の場外発売所における勝馬投票券発売業務、大井本場等における指定席券発売業務等を、特別区競馬組合から受託して実施している。

(2) 実施期日

書面審査 令和5年 9月29日(金)
説明聴取 令和5年10月17日(火)

(3) 監査の方法

令和4年度事業結果、財務諸表、令和5年度事業計画などを書面審査するとともに関係者から事情を聴取した。

(4) 監査の視点

- ①経営は、出資目的に則って適正に執行されているか。
- ②会計処理及び財産の管理は、適正に行われているか。

(5) 監査の結果

令和4年度及び令和5年度監査実施日までの株式会社ティシーケイサービスの経営、会計処理及び財産の管理は、おおむね適正に行われていたと認められる。

令和5年第4回特別区競馬組合議会定例会 追加議事日程

令和5年12月18日(月) 午後4時開議

- 追加日程第1 議案第18号 特別区競馬組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 追加日程第2 議案第19号 特別区競馬組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 追加日程第3 議案第20号 特別区競馬組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 追加日程第4 議案第21号 令和5年度特別区競馬組合一般会計補正予算(第2号)

議員の派遣について

地方自治法第百条第十三項及び特別区競馬組合議会会議規則第百十三条の規定により左記のとおり議員を派遣する。

記

一 競馬施設調査

(一) 派遣目的 競馬施設の調査研究のため

(二) 派遣場所 京都競馬場

(三) 派遣期日 令和六年一月二十七日

(四) 派遣議員 全議員

※ その他、変更等の必要が生じた場合は、議長に一任する。



令和5年12月18日

特別区競馬組合議会
議長 秋谷 こうき 様

特別区競馬組合議会
総務・事業委員長 酒井 たくや

総務・事業委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、
会議規則第74条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	審査結果
議案第18号	特別区競馬組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第19号	特別区競馬組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第20号	特別区競馬組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	原案可決



令和5年12月18日

特別区競馬組合議会
議長 秋谷 こうき 様

特別区競馬組合議会
財務委員長 伊藤 よしのり

財務委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、
会議規則第74条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	審査結果
議案第21号	令和5年度特別区競馬組合一般会計補正予算（第2号）	原案可決

議
案
の
部

議案第十七号

特別区競馬組合副管理者（常勤）の選任の同意について
右の議案を提出する。

令和五年十二月十八日

提出者

特別区競馬組合管理者

近藤

弥生

特別区競馬組合副管理者（常勤）の選任の同意について

特別区競馬組合規約（昭和二十五年十月六日東京都知事許可）第十一条第二項の規定により、左記の者を特別区競馬組合副管理者に
選任いたしたいので、同意を求めらる。

記

小柳津 明 君

（提案理由）

特別区競馬組合副管理者のうち知識経験を有する者から選任された副管理者 小柳津 明君の任期満了（令和五年十二月十八日）に
伴い、後任の選任の同意を求めらる。

議案第十八号

特別区競馬組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和五年十二月十八日

提出者

特別区競馬組合管理者

近藤

弥生

特別区競馬組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

特別区競馬組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十年特別区競馬組合条例第一号）の一部を次のように改正する。
第十三条第一項中「一の年」を「一会計年度」に改め、同条第二項中「当該年」を「当該年度」に、
「その年」を「その年度」に
改め、「四十日を上限として」を削る。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

（提案理由）

年次有給休暇の付与期間を暦年から会計年度に改めるため、規定を整備する必要がある。

別表第1（第5条関係）
行政職給料表（一）

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	153,500	208,500	235,600	260,300	288,700	370,800
	2	154,600	209,900	237,400	262,200	290,900	373,600
	3	155,700	211,200	239,200	264,200	293,300	376,400
	4	156,900	212,500	240,900	266,200	295,700	379,200
	5	158,100	213,800	242,700	268,400	298,000	381,900
	6	159,300	215,100	244,600	270,400	300,400	384,600
	7	160,500	216,500	246,500	272,300	302,800	387,400
	8	161,700	218,000	248,400	274,400	305,200	390,200
	9	162,900	219,800	250,200	276,500	307,700	393,000
	10	164,100	221,300	252,200	278,600	310,200	395,800
	11	165,500	222,900	254,100	280,600	312,500	398,700
	12	166,800	224,500	256,100	282,800	314,900	401,600
	13	168,100	226,000	258,000	284,800	317,400	404,400
	14	169,600	227,600	260,000	287,000	319,900	407,300
	15	171,100	229,200	261,800	289,100	322,200	410,200
	16	172,600	230,700	263,900	291,300	324,600	413,100
	17	174,100	232,300	265,900	293,600	327,200	416,000
	18	175,800	233,800	267,900	295,900	329,700	418,900
	19	177,700	235,300	269,900	298,100	332,200	421,900
	20	179,600	237,000	272,000	300,300	334,900	424,900
	21	181,400	239,000	273,900	302,500	337,400	427,800
	22	183,200	240,700	276,000	304,700	340,100	430,800
	23	185,100	242,600	278,000	307,000	342,700	433,900
	24	187,000	244,300	280,000	309,200	345,400	436,900
	25	188,800	246,000	282,200	311,400	348,000	439,900
	26	190,700	247,700	284,500	313,800	350,700	442,700
	27	192,700	249,500	286,900	316,300	353,400	445,700
	28	194,500	251,400	289,300	318,800	356,100	448,600
	29	196,200	253,200	291,700	321,300	358,800	451,400
	30	197,200	255,300	293,700	323,700	361,600	454,200
	31	198,100	257,400	295,900	326,200	364,400	456,900
	32	199,000	259,500	298,000	328,500	367,200	459,400
	33	199,700	261,700	300,100	330,800	370,000	461,900
	34	200,700	263,400	302,100	333,100	372,600	464,300
	35	201,700	265,200	304,200	335,400	375,200	466,500
	36	202,900	267,000	306,400	337,800	377,900	468,700
	37	204,100	269,000	308,400	340,100	380,600	470,600
	38	205,500	270,600	310,500	342,400	383,300	472,600
	39	207,000	272,500	312,500	344,800	385,700	474,400
	40	208,400	274,400	314,600	347,100	388,300	476,200

議案第十九号

特別区競馬組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和五年十二月十八日

提出者

特別区競馬組合管理者

近藤

弥生

特別区競馬組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第一条 特別区競馬組合職員の給与に関する条例（昭和二十八年特別区競馬組合同第四号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項ただし書中「百分の百」を「百分の百五」に改め、同条第三項中「百分の百」を「百分の百五」に、「百分の五十七・五」を「百分の六十」に改める。

第二十四条の四第二項中「百分の百七・五」を「百分の百十七・五」に、「百分の百二十七・五」を「百分の百三十二・五」に改め、同条第三項中「百分の百七・五」を「百分の百十七・五」に、「百分の五十二・五」を「百分の五十七・五」に、「百分の百二十七・五」を「百分の百三十二・五」に、「百分の六十二・五」を「百分の六十五」に改める。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

85	278,200	339,700	384,600	409,400	441,600	512,100
86	279,600	340,400	385,200	409,800	442,100	512,600
87	281,100	341,000	385,800	410,300	442,600	513,100
88	282,400	341,600	386,300	410,800	443,100	513,600
89	283,800	342,200	386,800	411,200	443,600	514,100
90	285,200	342,800	387,300	411,700	444,100	
91	286,600	343,400	387,800	412,200	444,600	
92	287,800	343,900	388,300	412,600	445,100	
93	289,100	344,400	388,800	413,000	445,500	
94	290,400	344,900	389,300	413,500	446,000	
95	291,700	345,400	389,800	414,000	446,500	
96	292,800	345,900	390,300	414,400	447,000	
97	294,000	346,400	390,800	414,800	447,500	
98	295,200	346,800	391,200	415,200	448,000	
99	296,400	347,300	391,700	415,600	448,500	
100	297,600	347,800	392,200	416,000	449,000	
101	298,600	348,300	392,700	416,400	449,500	
102	299,700	348,700	393,200	416,800	450,000	
103	300,800	349,200	393,700	417,200	450,500	
104	301,800	349,700	394,100	417,600	451,000	
105	302,700	350,200	394,500	418,000	451,500	
106	303,700	350,600	394,900	418,400	452,000	
107	304,600	351,000	395,300	418,800	452,500	
108	305,500	351,400	395,700	419,200	453,000	
109	306,400	351,800	396,100	419,600	453,500	
110	307,200	352,200	396,500	420,000		
111	308,000	352,600	396,900	420,400		
112	308,800	353,000	397,300	420,800		
113	309,400	353,400	397,700	421,200		
114	310,100	353,800	398,100	421,600		
115	310,700	354,200	398,500	422,000		
116	311,300	354,600	398,900	422,400		
117	311,800	355,000	399,300	422,800		
118	312,300	355,400	399,700	423,200		
119	312,700	355,800	400,100	423,600		
120	313,100	356,200	400,500	424,000		
121	313,400	356,600	400,900	424,400		
122	313,800		401,300	424,800		
123	314,200		401,700	425,200		
124	314,600		402,100	425,600		
125	315,000		402,500	426,000		
126	315,300		402,900	426,400		
127	315,700		403,300	426,800		
128	316,100		403,700	427,200		

41	210,000	276,300	316,700	349,300	390,800	477,800
42	211,600	277,900	318,900	351,500	393,400	479,400
43	213,400	279,800	320,900	353,800	395,800	480,800
44	215,100	281,700	323,000	355,900	398,300	482,300
45	217,000	283,500	324,900	358,100	400,700	483,600
46	218,400	285,200	327,000	360,300	403,100	485,000
47	220,000	287,100	329,000	362,400	405,300	486,200
48	221,600	288,900	331,100	364,500	407,500	487,500
49	223,300	290,700	333,100	366,500	409,600	488,600
50	224,700	292,400	335,100	368,600	411,600	489,800
51	226,300	294,100	337,000	370,600	413,400	490,800
52	227,900	295,800	339,000	372,600	415,200	491,800
53	229,600	297,400	341,000	374,600	416,900	492,800
54	231,000	299,100	343,000	376,500	418,400	493,800
55	232,500	300,900	344,900	378,400	419,900	494,700
56	234,200	302,400	346,700	380,200	421,300	495,600
57	235,800	304,100	348,600	381,900	422,500	496,400
58	237,200	305,700	350,500	383,700	423,700	497,200
59	238,600	307,300	352,200	385,400	424,800	498,000
60	240,300	309,000	354,000	387,100	425,700	498,700
61	242,000	310,600	355,800	388,600	426,700	499,400
62	243,300	312,100	357,500	390,200	427,600	500,100
63	244,800	313,700	359,200	391,700	428,400	500,800
64	246,600	315,300	360,900	393,100	429,200	501,400
65	248,200	316,800	362,500	394,400	430,000	502,000
66	249,700	318,300	364,200	395,500	430,700	502,600
67	251,300	319,800	365,800	396,600	431,500	503,100
68	252,900	321,200	367,300	397,600	432,200	503,600
69	254,400	322,700	368,800	398,600	432,800	504,100
70	255,800	324,100	370,300	399,400	433,500	504,600
71	257,400	325,500	371,700	400,300	434,100	505,100
72	259,000	326,800	373,000	401,100	434,700	505,600
73	260,600	328,100	374,300	401,900	435,200	506,100
74	262,000	329,300	375,500	402,600	435,800	506,600
75	263,500	330,500	376,600	403,400	436,300	507,100
76	265,000	331,600	377,500	404,100	436,900	507,600
77	266,500	332,700	378,500	404,800	437,500	508,100
78	267,800	333,800	379,400	405,400	438,100	508,600
79	269,300	334,800	380,300	406,100	438,700	509,100
80	270,800	335,800	381,000	406,700	439,100	509,600
81	272,400	336,600	381,800	407,300	439,600	510,100
82	273,900	337,500	382,600	407,800	440,100	510,600
83	275,400	338,300	383,300	408,400	440,600	511,100
84	276,800	339,100	383,900	408,900	441,100	511,600

別表第2（第5条関係）
行政職給料表（二）

職員の 区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円
	1	138,800	209,800	229,200	234,600
	2	139,500	211,300	230,900	236,300
	3	140,200	213,000	232,700	238,000
	4	140,900	214,500	234,500	239,800
	5	141,600	216,000	236,100	241,700
	6	142,300	217,500	237,900	243,500
	7	143,000	219,100	239,600	245,200
	8	143,700	220,700	241,400	247,200
	9	144,400	222,300	243,300	248,900
	10	145,100	224,200	245,200	250,800
	11	145,800	226,000	247,300	252,700
	12	146,500	227,800	249,400	254,600
	13	147,200	229,700	251,200	256,600
	14	148,200	231,300	253,200	258,600
	15	149,200	232,800	255,100	260,500
	16	150,200	234,400	256,900	262,500
	17	151,200	236,200	258,700	264,400
	18	152,300	237,600	260,400	266,300
	19	153,400	239,300	262,200	268,300
	20	154,500	240,900	264,100	270,200
	21	155,700	242,600	265,800	272,200
	22	156,900	244,000	267,700	274,300
	23	158,100	245,700	269,400	276,400
	24	159,300	247,300	271,200	278,600
	25	160,500	248,900	273,000	280,800
	26	161,600	250,400	274,900	282,900
	27	163,000	252,100	276,600	285,100
	28	164,300	253,700	278,400	287,100
	29	165,600	255,000	280,300	288,800
	30	167,100	256,700	281,900	291,100
	31	168,500	258,200	283,600	293,100
	32	170,000	259,700	285,400	295,200
	33	171,400	261,100	287,100	297,200
	34	173,200	262,600	288,900	299,300
	35	175,000	264,200	290,500	301,400
	36	176,600	265,500	292,200	303,400
	37	178,100	267,000	293,900	305,300
	38	179,100	268,400	295,700	307,200
	39	179,900	269,800	297,300	309,200
40	180,700	271,300	298,900	311,100	

129	316,500		404,100	427,600		
130	316,900		404,500			
131	317,300		404,900			
132	317,700		405,300			
133	318,000		405,700			
134	318,400					
135	318,700					
136	319,000					
137	319,300					
138	319,600					
139	319,900					
140	320,200					
141	320,500					
142	320,800					
143	321,100					
144	321,400					
145	321,700					
146	322,000					
147	322,300					
148	322,600					
149	322,900					
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	198,300	232,900	270,900	288,700	313,000	380,100

備考 この表は、他の給料表の適用を受けていないすべての職員に適用する。ただし、第21条に規定する職員を除く。

85	242,000	307,500	338,500	359,400
86	243,200	307,800	338,900	359,800
87	244,500	308,200	339,400	360,300
88	245,900	308,500	339,700	360,600
89	247,700	308,900	340,100	361,000
90	248,700	309,200	340,400	361,500
91	250,100	309,600	340,700	361,900
92	251,300	309,900	341,100	362,200
93	252,600	310,300	341,400	362,500
94	253,900	310,600	341,800	362,900
95	255,200	311,000	342,100	363,300
96	256,400	311,300	342,500	363,600
97	257,700	311,700	342,800	363,900
98	259,000	312,000	343,200	364,300
99	260,200	312,400	343,500	364,600
100	261,300	312,700	343,900	365,000
101	262,500	313,100	344,200	365,300
102	263,700	313,500	344,500	365,700
103	264,900	313,900	344,900	366,000
104	265,900	314,300	345,200	366,400
105	267,000	314,700	345,600	366,700
106	268,000	315,100	345,900	367,100
107	269,100	315,500	346,300	367,400
108	270,200	315,900	346,600	367,800
109	271,100	316,300	347,000	368,100
110	272,100	316,600	347,300	368,500
111	273,100	316,900	347,600	368,800
112	274,000	317,200	348,000	369,200
113	274,900	317,500	348,300	369,500
114	275,800	317,800	348,700	369,900
115	276,600	318,100	349,000	370,200
116	277,400	318,400	349,400	370,600
117	278,200	318,700	349,700	370,900
118	278,900	319,000	350,100	371,300
119	279,700	319,300	350,500	371,600
120	280,400	319,600	350,900	372,000
121	280,900	319,900	351,300	372,300
122	281,600	320,100	351,700	
123	282,100	320,300	352,100	
124	282,700	320,500	352,500	
125	283,100	320,700	352,900	
126	283,600	320,900	353,300	
127	283,900	321,100	353,700	
128	284,300	321,300	354,100	

41	181,300	272,700	300,500	313,000
42	182,200	274,000	302,100	314,900
43	183,100	275,500	303,600	316,700
44	184,200	276,800	305,100	318,600
45	185,300	278,200	306,700	320,300
46	186,600	279,500	308,200	322,200
47	188,000	280,800	309,600	323,900
48	189,200	282,000	311,100	325,700
49	190,700	283,300	312,500	327,400
50	192,100	284,600	313,900	329,100
51	193,800	285,800	315,300	330,700
52	195,300	286,900	316,600	332,300
53	197,000	288,100	317,900	333,800
54	198,300	289,100	319,200	335,400
55	199,800	290,200	320,400	336,800
56	201,200	291,100	321,500	338,300
57	202,400	292,100	322,500	339,600
58	204,000	293,100	323,700	341,000
59	205,500	294,000	324,600	342,300
60	206,900	294,800	325,400	343,600
61	208,500	295,500	326,300	344,700
62	209,700	296,300	327,000	345,700
63	211,100	297,000	327,800	346,600
64	212,700	297,700	328,400	347,500
65	214,100	298,300	329,100	348,400
66	215,400	298,900	329,800	349,100
67	216,600	299,400	330,400	349,900
68	218,200	299,900	330,900	350,600
69	219,700	300,500	331,300	351,300
70	220,900	301,000	332,000	351,900
71	222,300	301,500	332,600	352,600
72	223,900	301,900	333,000	353,200
73	225,400	302,400	333,400	353,800
74	226,700	302,800	333,900	354,300
75	228,200	303,300	334,300	354,900
76	229,600	303,700	334,700	355,500
77	231,000	304,100	335,100	356,000
78	232,300	304,500	335,600	356,400
79	233,700	305,000	336,000	356,900
80	235,200	305,400	336,400	357,400
81	236,600	305,800	336,900	357,800
82	237,900	306,200	337,300	358,200
83	239,300	306,600	337,700	358,600
84	240,600	307,100	338,200	359,000

129	284,600	321,500	354,500	
130	284,900	321,700	354,900	
131	285,300	321,900	355,300	
132	285,700	322,100	355,700	
133	286,000	322,300	356,100	
134	286,300	322,400	356,500	
135	286,700	322,500	356,900	
136	287,000	322,600	357,300	
137	287,400	322,700	357,700	
138	287,700	322,800	358,100	
139	288,100	322,900	358,500	
140	288,500	323,000	358,900	
141	288,700	323,100	359,300	
142	289,100	323,200	359,700	
143	289,400	323,300	360,100	
144	289,700	323,400	360,500	
145	289,900	323,500	360,900	
146	290,200	323,600	361,300	
147	290,500	323,700	361,700	
148	290,700	323,800	362,100	
149	291,000	323,900	362,500	
150	291,300		362,900	
151	291,600		363,300	
152	291,800		363,700	
153	292,100		364,100	
154	292,400		364,400	
155	292,600		364,700	
156	292,900		365,000	
157	293,200		365,300	
158	293,500			
159	293,800			
160	294,100			
161	294,400			
162	294,700			
163	295,000			
164	295,300			
165	295,600			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	213,000	224,200	245,000	275,700

備考 この表は、庶務、その他これらに準ずる業務に従事する職員で管理者が定めるものに適用する。

第二条 特別区競馬組合職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項ただし書中「百分の百五」を「百分の百二・五」に改め、同条第三項中「百分の百五」を「百分の百二・五」に、「百分の六十」を「百分の五十八・七五」に改める。

第二十四条の四第二項中「百分の百十七・五」を「百分の百十二・五」に、「百分の百三十二・五」を「百分の百三十」に改め、同条第三項中「百分の百十七・五」を「百分の百十二・五」に、「百分の五十七・五」を「百分の五十五」に、「百分の百三十二・五」を「百分の百三十」に、「百分の六十五」を「百分の六十三・七五」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和六年四月一日から施行する。
- 2 第一条の規定(第二十四条第二項及び第三項並びに第二十四条の四第二項及び第三項の改正規定を除く。)による改正後の特別区競馬組合職員の給与に関する条例の規定は、令和五年四月一日から適用する。
- 3 第一条の規定(第二十四条第二項及び第三項並びに第二十四条の四第二項及び第三項の改正規定に限る。)による改正後の特別区競馬組合職員の給与に関する条例の規定は、令和五年十二月一日から適用する。
- 4 第一条の規定による改正後の特別区競馬組合職員の給与に関する条例の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の特別区競馬組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、第一条の規定による改正後の特別区競馬組合職員の給与に関する条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 5 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

(提案理由)

特別区において職員の給料表の改定等が行われることになったので、これとの均衡を図るため、本組合においても同様の改正を行う必要がある。

議案第二十号

特別区競馬組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和五年十二月十八日

提出者 特別区競馬組合管理者 近藤 弥生

特別区競馬組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第一条 特別区競馬組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年特別区競馬組合条例第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項を次のように改める。

3 前項の給料表の給料月額に増額等改定（給料月額の変更をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が増額され、又は減額されることをいう。次項において同じ。）があった場合における会計年度任用職員に対する前項の給料表の適用は、給与条例の適用を受ける職員の例による。

第三条に次の一項を加える。

4 前項の場合において、次に掲げる会計年度任用職員に限り、第二項の給料表を適用する日を当該増額等改定があった日の属する年度の十二月一日とする。

一 当該増額等改定があった日の属する年度の四月一日から十二月一日までの期間において発令された任用期間（特別区競馬組合における任命権者によって任用される場合に限る。）が通算して三月以下の会計年度任用職員

二 当該増額等改定があった日の属する年度の四月一日から十二月一日までの期間において発令された任用期間（特別区競馬組合における任命権者によって任用される場合に限る。）中の勤務日数及び勤務時間について、一週間当たりの勤務日数が二日以下、かつ、一週間当たりの勤務時間が十五時間三十分未満の会計年度任用職員

第十六条第二項及び第二十九条第二項中「百分の百二十」を「百分の百三十」に改める。

第二条 特別区競馬組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

目次中「第十六条」を「第十六条の二」に、「第二十九条」を「第二十九条の二」に改める。

第二条第一項各号中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第十四条第一項中「期末手当」の下に「及び勤勉手当」を加え、同条第二項中「第一号」を「同条第一号」に改める。

第十五条中「次条」の下に「及び第十六条の二」を加える。

第十六条第一項中「この条及び第二十九条において」を削り、同条第二項中「百分の百三十」を「百分の百二十」に改め、同条第三項中「不支給及び」の下に「支給の」を加え、同条第四項中「組合規則」を「、組合規則」に改め、第二章中同条の次に次の一条を加える。

（フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第十六条の二 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職するフルタイム会計年度任用職員（組合規則で定めるフルタイム会計年度任用職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の組合規則で定める日に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員（組合規則で定めるフルタイム会計年度任用職員を除く。）についても、また同様とする。

2 勤勉手当の額は、第四条の規定により決定された給料の月額を基礎として組合規則で定める額に、百分の百十二・五を乗じて

得た額に、勤務成績に応じて組合規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。

3 勤勉手当の不支給及び支給の一時差止めは、給与条例の適用を受ける職員の例による。

4 前三項に規定するもののほか、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給等に関し必要な事項は、組合規則で定める。

第二十七条第一項中「期末手当」の下に「及び勤勉手当」を加え、同条第二項中「第一号」を「同条第一号」に改める。

第二十八条中「次条」の下に「及び第二十九条の二」を加える。

第二十九条第二項中「報酬」の下に「の額」を加え、「百分の百三十」を「百分の百二十」に改め、同条第三項中「不支給及び」の下に「支給の」を加え、同条第四項中「組合規則」を「、組合規則」に改め、第三章中同条の次に次の一条を加える。

（パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第二十九条の二 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職するパートタイム会計年度任用職員（組合規則で定めるパートタイム会計年度任用職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の組合規則で定める日に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、又は死亡したパートタイム会計年度任用職員（組合規則で定めるパートタイム会計年度任用職員を除く。）についても、また同様とする。

2 勤勉手当の額は、第十七条及び第十八条の規定により決定された報酬の額を基礎として組合規則で定める額に、百分の百十二・五を乗じて得た額に、勤務成績に応じて組合規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。

3 勤勉手当の不支給及び支給の一時差止めは、給与条例の適用を受ける職員の例による。

4 前三項に規定するもののほか、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給等に関し必要な事項は、組合規則で定める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和六年四月一日から施行する。

2 第一条の規定（第十六条第二項及び第二十九条第二項の改正規定に限る。）による改正後の特別区競馬組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和五年十二月一日から適用する。

（給与の内払）

3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の特別区競馬組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（提案理由）

特別区において会計年度任用職員の期末手当の支給月数の改定が行われること及び勤勉手当が新設されることになったので、これとの均衡を図るため、本組合においても同様の改正を行う必要がある。

議案第21号

令和5年度特別区競馬組合 一般会計補正予算（第2号）

令和5年度特別区競馬組合一般会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和5年度特別区競馬組合一般会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 予算第9条を第10条とし、第5条から第8条までを1条ずつ繰り下げ、第4条の次に次の1条を加える。

（債務負担行為）

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限度額
トラッキングシステムの調達	令和6年度	168,131千円
L-WING指定席の什器備品の調達	令和6年度	19,934千円
3歳ダート三冠競走に向けた施策	令和6年度	10,200千円

令和5年12月18日 提出

特別区競馬組合管理者 近藤 弥生

令和五年第四回特別区競馬組合議会定例会会議録

令和六年二月 発行

編集・発行 特別区競馬組合議会議務局

千代田区飯田橋三丁目五番一号

東京区政会館二十階

電話 〇三(五二一〇)九七二八